

## 第12回

### 高知県談合防止対策検討委員会

日 時 平成25年1月28日(月)

14:00 ~ 16:00

場 所 高知市本町4丁目2-50

ザ クラウンパレス新阪急高知

3階 蘭の間

# 会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 事務局報告事項
- (2) 談合防止対策について
- (3) その他

3 閉 会

## 高知県談合防止対策検討委員会委員名簿（五十音順）

任期：H24. 2. 7 ～26. 3. 31

委員氏名	役職等	備考
稲田 知江子	弁護士	高知県建設工事紛争審査会委員
大年 邦雄	高知大学教授 博士（工学） 防災工学ほか	高知県入札・契約監視委員会委員
坂本 征子	元（財）21世紀職業財団高知事務所長 元高知県立療育福祉センター長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
下元 敏晴	弁護士	
（委員長） 甫喜本 敏勝	自動車安全運転センター高知県事務所長 元高知県警察本部刑事部長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
村瀬 儀祐	高知工科大学教授 博士（商学） 会計学	高知県談合情報等審査会委員
山本 洋子	（有）瑞穂不動産鑑定取締役 不動産鑑定士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
渡邊 法美	高知工科大学教授 Ph.D リスクマネジメント	高知県土木部総合評価委員会委員長

# 法令遵守と信頼回復に向けての 改善計画書

平成25年1月22日

社団法人 高知県建設業協会

## 目 次

I. はじめに	1
II. コンプライアンス確立に向けての取組み	2
1. 違法行為のできないしくみづくり	2
(1) 「コンプライアンス委員会」の活動	
(2) 協会外部の有識者で構成する「倫理委員会」の新設	
(3) 監視機能強化を目的とした「公益通報制度」の創設	
(4) 情報公開の推進、県民の意見の反映	
2. 法令遵守の意識付け、企業倫理の高揚を目指す取組み	6
(1) 行動規範としての「行動憲章」の策定	
(2) 定期的な講習会の実施	
(3) ポスターの作成、掲示	
(4) 支部を活用した会員への周知徹底、宣誓書の提出	
3. 各種活動の定期的かつ継続的な総括と検証・改善、活動の情報公開	8
(1) PDCAサイクルによる業務改善	
(2) 活動の情報公開	
(3) 各会員企業における取組進捗状況の把握、実行促進	
(4) 行政への定期的活動報告	
III. 建設業の社会的責任、地域社会への貢献	9
1. 災害への備え、対応	
2. 防犯活動、道路清掃などの地域貢献活動	
3. 暴力団等、反社会的組織の徹底的な排除	
IV. おわりに	10

### <資料>

行動憲章

倫理委員会委員名簿

倫理委員会設置要綱

公益通報制度取扱要領

情報公開規程

不祥事を起こした会員に対する措置基準

## 1. はじめに

平成 24 年 10 月 17 日、公正取引委員会から、県内建設業(土木) 36 社に対し、排除措置命令並びに課徴金納付命令が出されました。(違反行為認定は 37 社)

社団法人高知県建設業協会(以下「当協会」)の土木部会会員企業(排除命令 34 社、課徴金納付命令 31 社、違反行為の認定 35 社)が違法行為を続けてきたこと、そしてそのことが建設業の信頼失墜を招いたことは誠に遺憾であり、当該会員企業に対し、厳重なる注意を行うとともにコンプライアンス確立の要請を行ったところ  
です。

違反認定された企業の多くは、これまで当協会の幹部として長く中枢の役割を担い、本県の建設業界を牽引してきた企業であるため、この事案は 37 社のみのこととして片付けられるものではなく、業界全体のこととして各々の企業が自身の問題と捉えるべきで、当協会と致しましても事態を極めて重く受け止めているところで  
す。

この事案により、当該企業の従業員はもとより下請け・資材業者にも影響が及び、ただでさえ厳しい県内経済・雇用にさらなる打撃となることが想定されます。

そればかりでなく、健全に事業を行っている多数の企業の信頼をも揺るがせ、急がれる南海トラフ巨大地震対策などのインフラ整備の事業停滞を招き、地域防災力の低下に直結することにもなりかねないなど、多方面にわたる影響の甚大さに、当協会として重ねて反省とお詫びを申し上げる次第であります。

今後は、二度とこのようなことが起きないように法令遵守を徹底し、企業倫理の高揚を目的とした啓発活動を行うとともに、独占禁止法違反との疑いを持たれないための法令遵守体制、仕組みづくりを業界主体で早急に構築することが必要となっています。

失った信頼を回復することは、多大な努力を要することであり、これまで以上に災害への備えなど地域貢献活動にも取り組み、建設業が地域社会に欠くことができない存在として再び認識され、県民生活の安定向上と地域社会の振興に寄与していくことを決意しております。

そのために、以下に掲げる事項を当協会会員一丸となって取り組み、業界のコンプライアンスを早期に確立し、以って県民の信頼回復を実現する所存であります。

## II. コンプライアンス確立に向けての取組み

コンプライアンスの確立に向けて、大きく分けて以下の二つの視点から具体的な取組みを推進してまいります。

### i) 違法行為の困難な体制づくり

業界内部で違法行為の芽を摘む自浄作用が働く体制（機能）をつくることにより、行為を未然に防ぐ、または、抑制するもの

### ii) 一人ひとりに法令遵守、倫理観を醸成するための啓発

どのような行為が違法となるのか、それによりいかなる損失が企業に降りかかるのか、知識を持ち、事の重大さを認知して、建設業に携わる一人ひとりに法令遵守の大切さを意識付け、企業倫理の高揚を図ることによって、違法行為を自制するもの

本県建設業界においては、過去に独占禁止法違反、刑法違反が頻発し、平成9年には法令遵守を誓い「行動憲章」を策定した苦い経験がありますが、その時の教訓が生かされることなくこの度の事案が再発したことは痛恨の極みです。

このことを踏まえ、上記の取組みについては、定期的かつ継続的に効果検証を行い、PDCAサイクルを活用して改善を重ね、法令遵守を確実に実行してまいります。

## 1. 違法行為のできない仕組みづくり

### (1) 「コンプライアンス委員会」の活動

#### ①設置、目的

平成24年4月、公正取引委員会が調査中の段階で、当協会において法令遵守の取組みを強化するため、会員11名で組織する「コンプライアンス委員会」を組織しました。以後、事業の実働部隊として、以下の活動に取り組むこととしております。

#### ②活動

##### ア 本県建設業界のコンプライアンスの徹底に向けた諸事業の実施

業界全体のコンプライアンスの徹底を図るための諸事業について、事業計画を策定し、着実に推進してまいります。

これまでに法令遵守をテーマとした講習会・講演会を実施し、また、法令遵守に向けての行動規範となる新たな「行動憲章」と、本書「法令

遵守と信頼回復に向けての改善計画書」の起草を手掛けてきました。今後も効果的な事業を鋭意実施してまいります。

イ このたびの事案の検証

このたびの独占禁止法違反の事案について、違反認定された当協会会員 35 社に対し、聞き取り調査を行うことにより、事実関係を確認・把握します。

その上で二度とこのようなことの無いようその過程や原因となった素地や背景を検証・総括し、後述の倫理委員会に報告します。

ウ 倫理委員会との連携

コンプライアンス委員会が行う様々な取組み、活動について後述の倫理委員会に報告し、同委員会からの助言・提言を取り入れ、より効果的な活動の実施と事業計画の見直しなどを行います。

## (2) 協会外部の有識者で構成する「倫理委員会」の新設

### ①設置・目的

独占禁止法違反が明らかとなり、今後、より厳正かつ公正に、そして法令遵守の実を挙げていくために、協会外部の視点から業界の事業活動をチェックすることが必要であると考え、委員全員を協会外部の有識者で構成する「倫理委員会」を設置します。

### ②委員構成

発足時には、弁護士、警察OB 2名、公正取引委員会OB、大学教授、の 5名で委員会を構成します。

### ③活動

倫理委員会では、最低4半期ごとに一度は委員会を開催し、主に以下の活動を行います。

- ア コンプライアンス委員会が主体となって行う協会のコンプライアンスに関する事業が、確実に履行されているかチェックし、また、それ以降に履行する予定である事業計画を確認し、履行が果たされるよう助言する。必要と認められた事項については当協会役員会に対しても、助言、勧告を行う。
- イ 新たに設ける「公益通報制度」における公益通報の有無、内容の報告を受け、通報の処理方法や制度の改善点等について協議する。
- ウ 前述のコンプライアンス委員会が行った、この度の独占禁止法違反の検証、総括の報告を受け、当協会に対して再発防止に向けての助言・提言を行う。
- エ 会員において法令違反が懸念される事象がないか検証し、必要な助言、勧告を行う。

### ④倫理委員会の権限

上記活動に伴う倫理委員会の答申（意見・提言、勧告等）については、法



令遵守の面での会員のなれ合いを防止し、より厳正にかつ軽んじられることの無いよう取り扱うべきものであり、当協会としては、現在進行中である公益法人改革に関する法律にも留意しつつ、倫理委員会に出来る限りの権限を付与することとします。具体的には

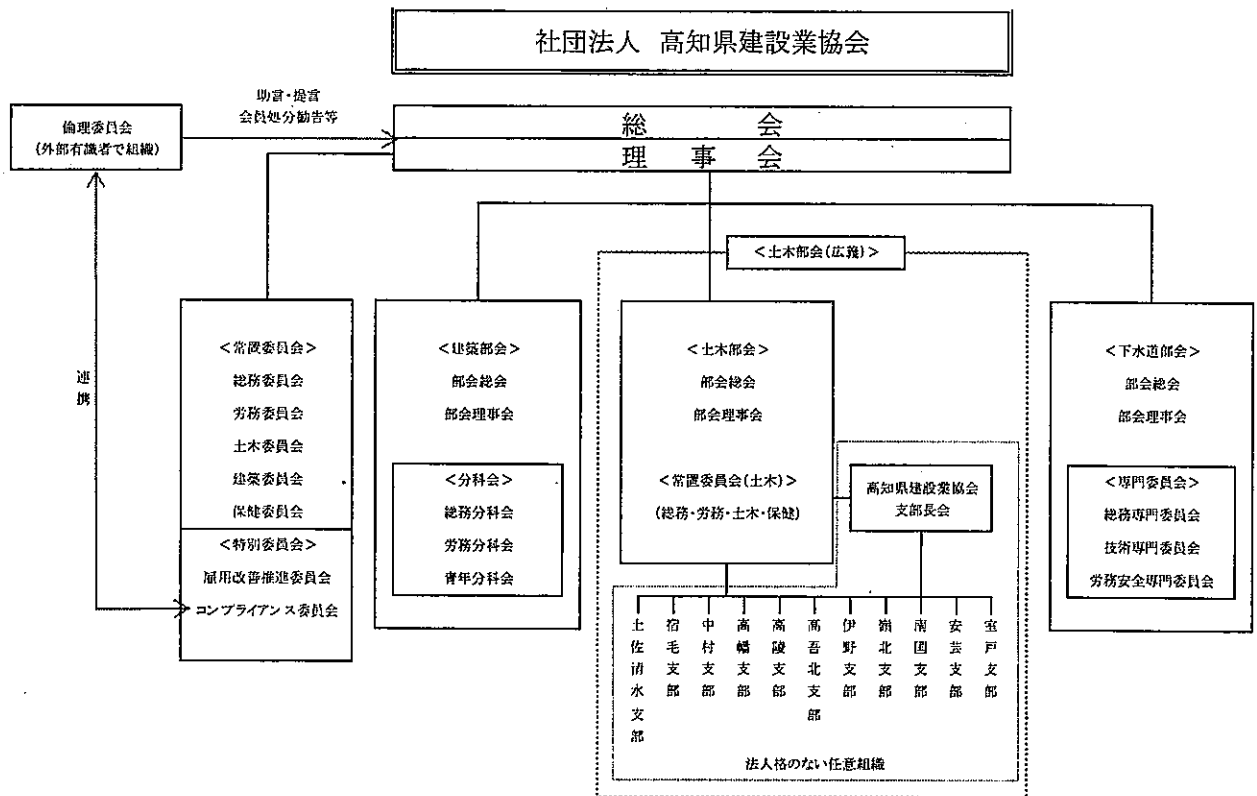
ア 倫理委員会が行った当協会に対する答申に対し、当協会理事会ではそれを誠実に取り扱うこととします。

イ 会員において行動憲章違反または法令違反が明らかな場合、倫理委員会では当該会員の処分(除名、会員資格の停止、役員資格の取消等)を協会理事会に勧告し、理事会はそれを誠実に取り扱うこととします。

また、倫理委員会は、勧告内容について、公共工事の発注者などに情報提供をすることが出来ることとします。特に法令違反が明らかな場合は必ず情報提供することとします。

ウ 倫理委員会によって明らかにされた課題は、問題点を浮き彫りにし、改善が図られるよう「コンプライアンス委員会」で討議するとともに、協会の本部と各支部で情報を共有し、全県下で法令違反の芽が育たない環境をつくります。

社団法人高知県建設業協会組織図と倫理委員会の位置付け



### (3) 監視機能の強化としての「公益通報制度」の創設

#### ①目的

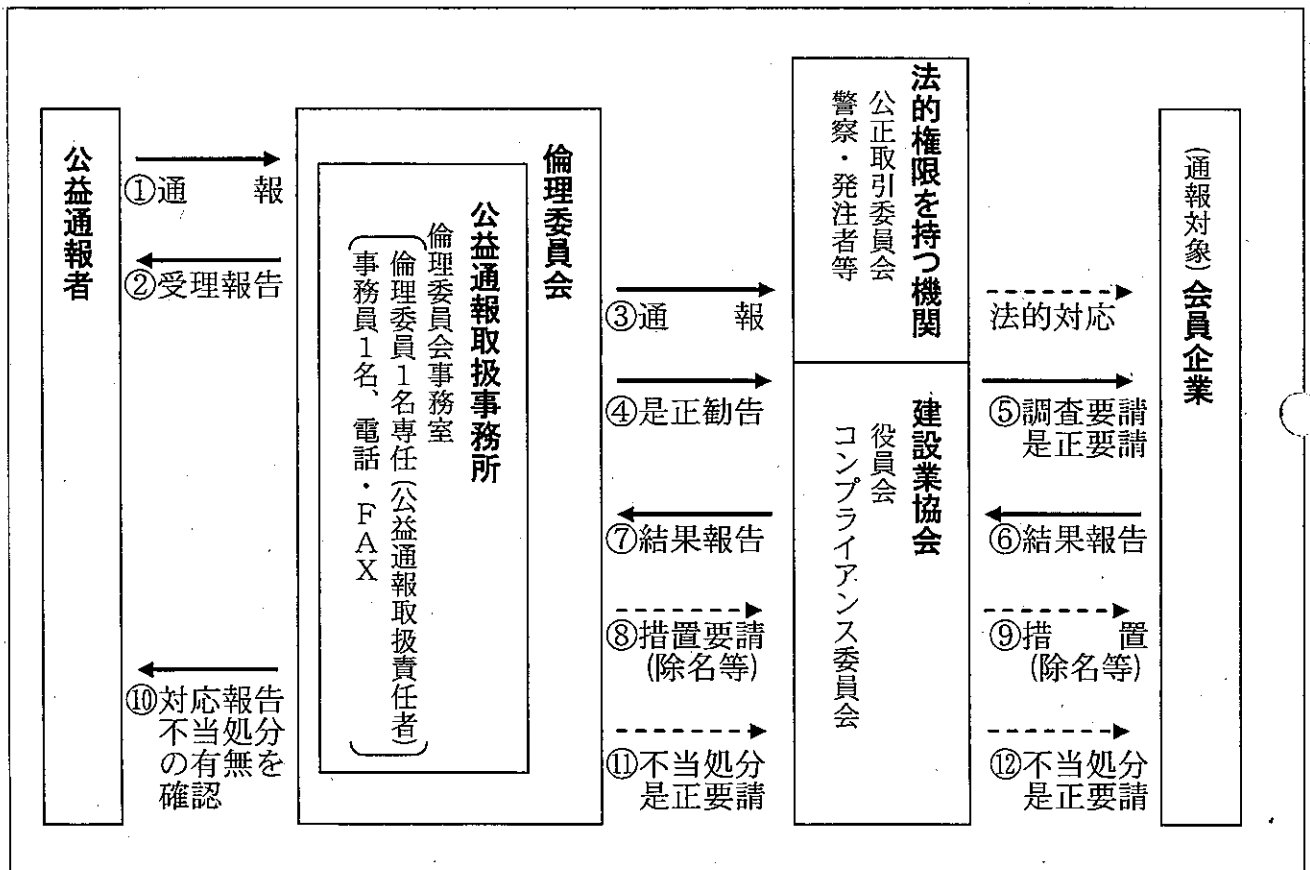
違法行為の困難な環境をつくるため、当協会内に「公益通報制度」を設けます。会員が、独占禁止法、建設業法等の法令違反行為を確認した際、通報できる制度をつくることにより、違法行為の困難な体制を構築するものです。

#### ②基本的事項

通報先として「公益通報取扱い事務所」を置き、「通報者」の保護が担保され不利益を被らない体制をとります。倫理委員会委員1名を公益通報取扱責任者とし、通報が適正に処理されるよう、倫理委員会において通報処理に関する基本的事項を定めることとします。

通報があった場合は原則として公共工事発注者や公正取引委員会、県警に報告するなど厳正に対処することとします。

公益通報制度フロー図



#### (4) 情報公開の推進、県民の意見の反映

当協会の活動及び本県建設業界の現状等に関し、情報公開を進め、開かれた協会活動を行うとともに透明性の確保に努めます。

当協会のホームページを活用し、財務内容、事業計画、事業報告、役員会ほか国・県等の公的機関と行った会議について内容を公開し、必要に応じて記者会見を行います。

また、会員企業に対しても情報公開を進めるよう促します。

当協会と建設業界が、県民からどのような目を向けられているのかにも留意し、協会ホームページに県民の意見が届く窓口を設けるなどして、県民の声・意見を協会活動に反映していくこととします。

#### (5) 国、県が取り組む対策への協力

国、県が取り組む入札制度の改正等の談合防止対策については、真摯に受け止め、これを遵守するとともに、県が行うコンプライアンス研修に積極的に参加するなど、国、県の取り組みに積極的かつ適切に対応してまいります。

## 2. 法令遵守の意識付け、企業倫理の高揚を目指す取組み

### (1) 行動規範としての「行動憲章」の策定

平成24年11月13日、当協会の臨時総会を開催し、当協会及び会員企業の行動規範を記した新しい「行動憲章」を決議致しました。

行動憲章は、①法令の遵守②行動規範の徹底③信頼される施工と品質の確保④適正な労働環境の維持と改善、環境問題への対応⑤地域への貢献の5項目から成り、これを遵守徹底していくという決意を表明しました。

この新しく策定した「行動憲章」は会員企業の職場内に掲示し、また、各会議など機会あるごとに配付することにより、常に法令遵守の意識を会員にもたせることに努めます。

万一、会員において「行動憲章」に反する、または疑われる事態が判明すれば、「コンプライアンス委員会」「倫理委員会」において協議し、反省を促し速やかに改善されるよう適正な手段を講じることとします。

### (2) 定期的な講習会の実施

「どういった行為が法に抵触するのか」「どのような罰則があり、どの程度自

社に損失をもたらすのか」といった知識がないために、また、「これぐらいなら大丈夫だろう」などの倫理観が希薄なために法を犯してしまうということが懸念されるところです。

このようなことを防ぐため、会員と其の従業員を対象に講習会、勉強会を開催し、識見の向上と倫理観の高揚に努めます。

当協会では、公正取引委員会の立ち入り調査後の平成 24 年 2 月に、独占禁止法の遵守をテーマとした講習会を開催し、同年 7 月 23 日から 25 日にかけて行われた県主催の同様の講習会には多数の会員が参加しました。

今後も、定期的に外部の有識者を招き、「法令遵守」「談合の再発防止」「暴力団排除」「業界の体質改善」等をテーマとした講習会の開催を毎年事業計画を立て継続的に取り組みます。

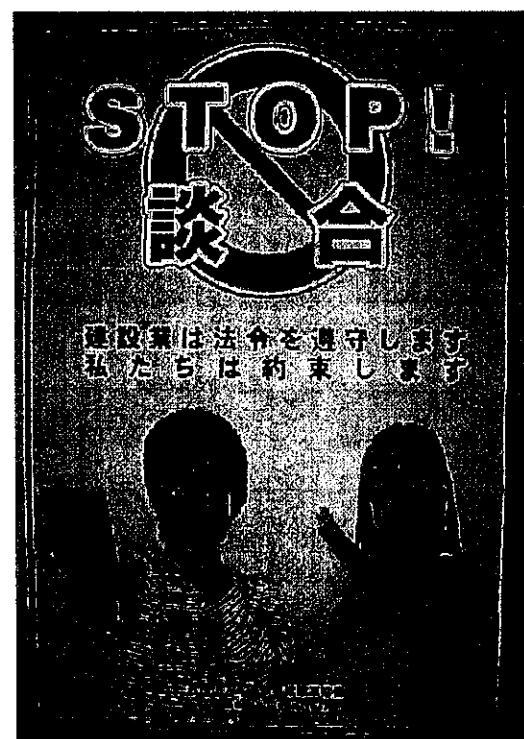
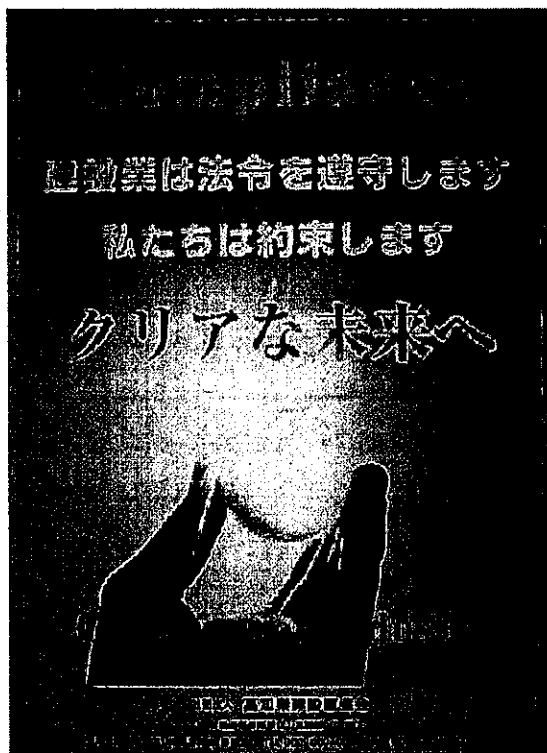
(平成 24 年度は 11 月 13 日・14 日に県内 2 か所で実施)

さらに、県下の各支部はもとより、会員企業が同様の講習会を積極的に行うことが出来るよう、研修会場の提供、講師の斡旋、教材の貸し出しなど、啓発事業の協力が出来る体制を整えます。

### (3) ポスターの作成・掲示

新たに法令遵守のためのポスターを作成し、社員の目に触れ、法令遵守の意識が末端にまで浸透するよう、会員本社・現場事務所に掲示します。

作成したポスター



#### (4) 支部を活用した会員への周知徹底、宣誓書の提出

当協会では臨時総会を開催することによって全会員の意思統一を図ったところですが、県下12地区に存在する各支部が個々の会員企業に徹底することがより効果的であり、各12支部それぞれで臨時総会を開催し法令遵守の意識付けを徹底しています。さらに、各支部を通じて全会員に法令遵守を徹底する旨の宣誓書の提出を求めており、これにより法令遵守の意識の浸透を図ります。

### 3. 各種活動の定期的かつ継続的な総括と検証・改善、活動の情報公開

#### (1) PDCAサイクルによる業務改善

以上の活動については、常にPDCAサイクルを考え方の基本にして、「倫理委員会」「コンプライアンス委員会」ほか役員会等で定期的に検証を行い、改善を図りつつ継続的に取り組むこととします。

#### (2) 活動の情報公開

その取組みは、当協会ホームページや機関誌等の情報発信ツールを最大限活用して広く情報公開し、また、支部を通じて全会員に周知徹底を図ります。

#### (3) 各会員企業における取組進捗状況の把握、実行促進

各会員が行うコンプライアンス確立に向けた取組みと、その進捗状況を把握し、遅れている点、不十分な点があれば実行を促します。

#### (4) 行政への定期的活動報告

この改善計画書に掲げる事項の取組状況を四半期ごとに、国土交通省と県、その他県内各地方自治体に報告することとします。

### Ⅲ. 建設業の社会的責任、地域社会への貢献

本県の建設業が地域雇用、経済を担う基幹産業として地域社会を支えている現実を踏まえ、今後も建設業としての社会的責任を果たすとともに、災害から地域住民の生命・財産・暮らしを守る活動ほか諸々の地域貢献活動に尽力してまいります。

#### 1. 災害への備え、対応

自然災害への対応は、地域建設業の最も重要な社会的責任、地域貢献であり、今後も以下の取組みを進め、行政の災害対応のパートナー、サポート役としてより万全、盤石な体制をつくり実行します。

- ①国・県をはじめとする行政機関と、「災害発生時における支援活動協定」「家畜伝染病発生時における支援活動に関する覚書」等、協定を締結済み
- ②豪雨時等の際の応急復旧活動、災害発生が予兆できる段階から万一の場合に備えて待機、河川や道路、砂防現場等の巡視活動
- ③南海トラフ巨大地震に対する「道路啓開作業」が迅速に行えるよう、国・県、各自治体の関係当局と継続協議中
- ④BCP研究会、「携帯電話のGPS機能を活用した災害情報共有システム」運営等
- ⑤会員企業の重機、オペレーターの所有状況、所有場所がパソコン上で一目でわかる「重機・資機材の情報化システム」を稼働予定

#### 2. 防犯活動、道路清掃などの地域貢献活動

その他にも、地域社会のお役に立ち地域を活性化していく奉仕活動を、地元住民とともに工夫しつつ真摯に取り組んでまいります。現在の取組みとしては以下のようなものがあります。

- ①犯罪抑止と子どもたちの安全を守ることを目的とした夜間のパトロール等の地域防犯活動及び登下校時の巡回や交通安全誘導
- ②道路や海岸の清掃、地元のお祭りへの参加・協力、献血の協力など

#### 3. 暴力団等反社会的組織の徹底的な排除

当協会では、平成20年から高知県警察本部と連携して「建設業のみかじめ料からの縁切り同盟」を推進し、公共事業や企業活動等から暴力団等の反社会的勢力を排除する活動を行っておりますが、今後も、そのような組織からの要求はいかなるものであれ断固として拒否します。

#### IV. おわりに

近年、企業のCSR(企業の社会的責任)がますます重要視され、社会から信頼のない企業は存続していくことが出来ないと言われるようになってきました。

信頼回復をなし得なければ企業の健全な経営は不可能となり、地域を支える建設企業が消滅することは即ち県経済や雇用、地域社会そのものの衰退に直結する事態となります。

当協会及び会員企業は、これからも地域に根差し地域とともに歩む企業・団体として貢献できることを願っており、失われた信頼を回復するため、この改善計画書の内容を確実に履行してまいります。

以後、履行していく過程において、国・県の指導を継続的に得ながら、計画をより詳細なものとし、実効性を高めてまいります。

併せて、国・県が打ち出す対策、改善措置についても真摯に受け止め、積極的かつ適切に対応してまいります。

本県の建設業界において、コンプライアンス(法令遵守)の体制が確固となり、健全なものとなって県民の信頼回復が実現するよう、全力で取り組んでいくことを重ねて誓うものであります。

## 法令遵守と信頼回復に向けての宣言

社団法人高知県建設業協会は、今般の県内建設業三十七社による土木工事における独占禁止法違反が当該企業のみの問題ではなく、業界全体の問題と捉え、法令違反が建設業の信頼失墜を招いたことに深く反省するものであります。

今後は、二度とこのようなことが起きないように法令遵守を徹底することはもとより、独占禁止法違反との疑いを持たれないために、企業倫理の高揚を図るとともに、様々な啓発活動に取組み、加えて違法行為のできない体制・仕組みづくりを進める所存です。

さらに、県民生活の向上と地域社会の発展に寄与するため、これまで以上に社会貢献活動に尽力してまいります。

そのために、以下の行動憲章を策定して当協会とその会員の行動規範として実践し、県民の信頼回復に向けて不断の努力をしていくことを誓い、ここに宣言します。

### 行 動 憲 章

当協会並びに所属の会員企業は、県民の安全で安心できる生活を支え、災害から生命と財産を守り、地域の雇用と経済を担う、重要な役割と責務を負っており、様々な地域に密着した活動を通じて社会貢献を行っております。

そのためには、法令遵守が社会的責任の基本であることを再確認し、広く県民の理解と信頼を確かなものとするため、以下の行動規範を定め、その遵守と徹底を期すこととします。

#### 記

#### 一. 法令の遵守

法令遵守はあらゆる企業活動の基本であることを肝に銘じ、社会の一員として建設業法、独占禁止法をはじめとする各種法令の遵守徹底を図り、企業倫理の確立に取り組む。そして、社会の信頼に応えるため、適正で公正かつ透明な事業活動を行う。

#### 二. 行動規範の徹底

適正な協会の行動指針を定め、厳正かつ公正に実行するため、協会外部の有識者で組織する「倫理委員会」を設置し、また、監視機能の強化を目的とした「公益通報制度」の創設、協会運営の透明性確保のための情報公開の促進など、法令遵守のための様々な事業を実施する。さらに、事業の検証と改善を重ね、あらゆる手段を講じて行動規範の履行徹底を図り、健全な業界を確立する。

#### 三. 信頼される施工と品質の確保

県民・社会から信頼される施工に努め、将来に亘って活用される良質な社会基盤を県民に提供する使命を自覚し、適正な価格での受注と高い品質の確保に努める。

#### 四. 適正な労働環境の維持と改善、環境問題への対応

安全で働きやすい職場環境を確保するために、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、痛ましい労働災害の根絶を目指す。そして、従業員の将来展望が描ける豊かでゆとりある雇用労働条件の確保に努める。

また、環境問題に対する意識の高揚と体制整備を図り、廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。さらに、建設副産物の適正処理、リサイクルの推進に真摯に取り組み、環境の維持保全に努める。

#### 五. 地域への貢献

地域における経済と雇用を担う産業としての使命を重んじ、地域の安全・安心を確保するため、各行政機関との災害時における協定に基づく応急復旧活動をはじめ、防災・防犯活動、河川・道路の環境保全活動に取り組む。さらに、美化活動や伝統文化継承など多様な地域貢献活動に取り組む、県民とのより信頼される関係の構築に努める。

(平成24年11月13日 社団法人高知県建設業協会臨時総会において決議)



倫理委員会委員名簿（五十音順、敬称略）

氏名	所属	備考
岡本嘉之	(倫理委員会事務室・ 公益通報取扱事務所)	県警察本部 OB
國島正彦	高知工科大学	システム工学群教授
田所大祐	田所法律事務所	弁護士
土居秀喜	暴力追放高知県民センター 専務理事	県警察本部 OB
中村浩通	公正取引協会客員研究員	公正取引委員会 OB

## (社) 高知県建設業協会倫理委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本県建設業におけるコンプライアンスを確立するにあたり、透明性と公平性を保つために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、協会及び協会会員のコンプライアンスを確立するための取組み状況及びコンプライアンス違反が懸念される事象に対して審議し、理事会及びコンプライアンス委員会に意見を述べる。また、法令に違反すると信じるに足る相当の理由があるときは法的な権限に基づく処分等を行うことができる行政機関に通報する。

2 委員会はコンプライアンス確立に向けた当協会の取組みが十分機能しているか、定期的に確認し、その結果等を理事会及びコンプライアンス委員会に報告する。

3 委員会は当協会の公益通報要綱に従い公益通報に関する処理を行う。

### (組織)

第3条 委員会は委員6名以内で組織する。

2 委員は、協会と直接・間接的な利害関係を有さない外部有識者のうちから会長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

### (服務)

第5条 委員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は委員長があたる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くこと、及び議決することができない。
- 5 会議は公開とする。ただし、委員の全員が同意し、委員長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は協会事務局が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、法令及び協会の定款諸規程に反しない範囲において委員長が定める。

(報酬、日当、交通費)

第10条 各委員への報酬、日当、交通費については、次のとおりとする。

- ①報酬 無報酬
- ②日当 1万円
- ③交通費 協会旅費規程に定めるところによる

附則

- 1 この要綱は、平成25年1月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は会長が招集する。
- 3 この要綱の施行の日以降最初の委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

## 社団法人高知県建設業協会公益通報取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、法令違反等に関する通報を会員等から受け付ける体制を整備し、通報者の保護を図りながら適切な措置を講ずることで、会員の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

### 2 公益通報の範囲

#### (1) 通報者の範囲

- ア 会員（法人にあってはその役員及び従業員）
- イ 県民（通報対象となる法令違反が生じ、又は生ずる恐れがあると信じたことに相当の理由がある場合に限る。）

#### (2) 公益通報の対象範囲

会員の法令違反行為（法令違反行為が生ずる恐れがある場合を含む。）及び当協会の行動憲章に反する行為。

### 3 会員の責務

会員は、法令及び当協会の行動憲章に従い、建設産業の健全な発展に寄与しなければならない。また、公益通報をする際には、他人の正当な利益や公共の利益を害することのないよう留意し、誠実に行わなければならない。

### 4 公益通報に関する窓口

公益通報に関する事務を処理するため、公益通報取扱事務所及び公益通報取扱責任者を置く。

### 5 公益通報の処理

#### (1) 公益通報の受付

公益通報取扱責任者は次の事柄に留意し公益通報の受付を行う。

- ア 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先および公益通報の内容となる事実を把握する。
- イ 通報者に対して、公益通報をしたことに対する不利益な取り扱いがないこと及び通報者の秘密が保持されることを十分説明する。

- ウ 通報者に対して、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を通知する。
- エ 通報内容が虚偽であることが明らかな場合や著しく不分明な場合は、公益通報として受理しないものとする。
- オ 通報が匿名で行われた場合や通報対象事実でないことが通報時において明らかな場合は、この要綱に基づく公益通報としてではなく、情報提供がなされたものとして公益通報に準じた取扱いを行うものとする。
- カ 公益通報の受理から処理の終了までの処理期間は原則として2カ月以内とし、期間内に処理が終了するよう努めるものとする。

## (2) 公益通報に基づく措置の実施等

- ア 公益通報として寄せられた情報は、原則として、公共工事の発注機関や公正取引委員会、県警に報告する。また、公益通報取扱責任者は、倫理委員会にもその事実を通知するものとする。
- イ アの通知を受けた倫理委員会は、速やかに是正措置等を講ずるよう理事会及びコンプライアンス委員会に通知するものとし、その際には通報者の秘密保持に関して十分に配慮するものとする。また倫理委員会は「不祥事を起こした会員に対する措置基準」の定めるところにより適切な措置を検討し、理事会に勧告することとする。
- ウ 前項の通知を受けた理事会又はコンプライアンス委員会は、関係する会員にその内容を通知し、是正措置等を求める。
- エ コンプライアンス委員長は、関係する会員が前項の通知に基づく是正措置等を講じたときは、倫理委員会に報告しなければならない。また、公益通報取扱責任者は、通報者に対してその内容を通知するものとする。
- オ 会員への是正措置等の通知及び行政機関への通報をする場合は、公益通報者の保護に十分配慮しなければならない。

## (3) 是正措置等の実効性の評価

倫理委員会は、通報処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を通知するものとする。

## 6 通報者等の保護

会員及び倫理委員会は次の事柄に留意して通報者等の保護を図る。

### (1) 通報者等の保護

ア 通報者又は公益通報取扱事務所に相談した者（以下「相談者」という。）に対して、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

イ 通報者又は相談者に対し、公益通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行った者に対しては、「不祥事を起こした会員に対する措置基準」を準用して措置を講ずることとする。なお、正当な理由がなく、公益通報又は相談に関する秘密を漏らした者についても同様とする。

## （２）通報者等へのフォロー

公益通報取扱責任者は、通報者又は相談者に対して、通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないかを適宜確認するなど、通報者等の保護に係る十分なフォローアップを行う。

## 7 その他

### （１）秘密保持の徹底等

ア 通報処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

イ 通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関係してはならない。

### （２）協力義務

会員は正当な理由がある場合を除き、当協会の公益通報に関する措置に誠実に対応しなければならない。

### （３）通報関連資料の管理

各通報事案の処理に係る記録及び関係資料については、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

## 社団法人高知県建設業協会情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の情報公開に関する事項を規定する。

### (定義)

第2条 この要領において「法人文書」とは、協会の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、協会の役職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。
- (2) 一般の利用に供することを目的として管理しているもの。

### (管理等)

第3条 協会は、法人文書の公開に当たり、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をするものとする。

- 2 協会は、この規程の定めるところにより、法人文書の閲覧を希望するものに対して、公開する法人文書により得た情報を適正に使用するよう求めるものとする。
- 3 協会の法人文書に関する事務は、協会事務局が統括管理する。

### (情報公開の対象とする資料及び備え置き期間)

第4条 法人文書の備え付けによる情報提供は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款諸規程
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 財務諸表
  - ① 貸借対照表
  - ② 正味財産増減計算書
  - ③ 財産目録
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書及び収支計算書
- (8) 監事の直近の監査の結果
- (9) 総会、理事会等役員会、その他国・県等の公的機関と行った会議の議事録
- (10) 組織の概要
- (11) 役員報酬基準、役員退職手当基準、職員給与規程及び職員退職手当規程
- (12) 協会との重要な取引の概要並びにその役員であって協会の役員を兼ねている者の氏名及び役職

(13) 「行動憲章」及び「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」

- 2 前項の文書のうち(1)から(7)については、5年間据え置くものとし、(8)から(13)については、翌事業年度の資料が備え置かれるまでの間据え置くものとする。なお、(1)から(8)及び(13)については、協会のホームページにおいても公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第5条 協会の公開する法人文書の閲覧場所は、協会事務局とする。

- 2 閲覧が可能な日は、協会事務局の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前9時から午後17時(12時から13時までを除く)までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第6条 法人文書の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときは、閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受けるものとする。ただし、求める情報が、この申請によるまでもなく提供できるものであるとき、すなわち、啓発パンフレット、ホームページ提供資料等であるときは、その旨を説明し、適切に対応する。

- 2 閲覧を希望する者が文書の特定をできないときは、知りたいとしている事柄について十分聴取し、求める法人文書を具体的に特定するのに役立つ情報を積極的に提供する等、利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

- 3 閲覧を希望する内容が他の法人等又は行政機関に係るものである場合は、他の機関の情報公開窓口を紹介するなど適切な措置をとる。

(費用負担)

第8条 閲覧を申し出て文書の写しの交付等を受けるものは、次に定める費用を負担しなければならない。

(1) コピー(A3版まで) 白黒1枚10円 カラー1枚30円

(2) 各号以外のものによる写し当該写しの交付に要した費用(写しの作成を委託した場合における委託に要した費用等)の実費相当額

(3) 郵送に要する実費相当額

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なうものとする。

附 則

この規程は、平成25年1月15日から施行する。



## 不祥事を起こした会員に対する措置基準

社団法人 高知県建設業協会

### 1 目的

本措置基準が、当協会会員において独占禁止法並びに「行動憲章」に反する事態が生じた際の措置を定めることにより、会員の事業活動の適正化を図ることを目的とする。

### 2 措置の検討機関

会員に対する措置の検討は、倫理委員会が行う。

### 3 措置の決定

- (1) 倫理委員会は、会員が独占禁止法及び行動憲章に反し、会員としての社会的信頼を損なう恐れのある事態が生じた場合、すみやかにこの基準による措置の検討を行うものとする。
- (2) 倫理委員会は、必要に応じて会員又は従業員等により事情聴取することができるものとする。
- (3) 倫理委員会からの具申に基づき、理事会でその措置を決議する。〈但し、除名する場合は総会に諮り決議する。〉なお、総会及び理事会は倫理委員会の具申を誠実に取り扱うこととする。

※ ( ) 内は平成25年4月1日より施行

### 4 措置の内容

会員に対する措置は、不祥事の重大性によって以下のとおりとする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 違約金（30万円を限度とする）
- (3) 役員資格の停止
- (4) 会員資格の停止
- (5) 除名

### 5 退会・除名後の再入会

措置により非会員となった会社からの再入会の申請については、次のように処理するものとする。

- (1) 退会した会社については、2年間入会申請を受理しない。
- (2) 除名された会社については、4年間入会申請を受理しない。

### 附 則

1. この措置基準は、平成25年1月15日から適用する。
2. この措置基準の改廃は理事会の議決を経て行うものとする。

高知県内における入札談合事案に関する調査  
(中間報告)

平成25年1月23日

高知県内の入札談合事案に係る  
再発防止対策検討委員会

## V 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、IVに述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく観点から、以下の再発防止対策を講ずることとする。

### 1 コンプライアンス推進の強化

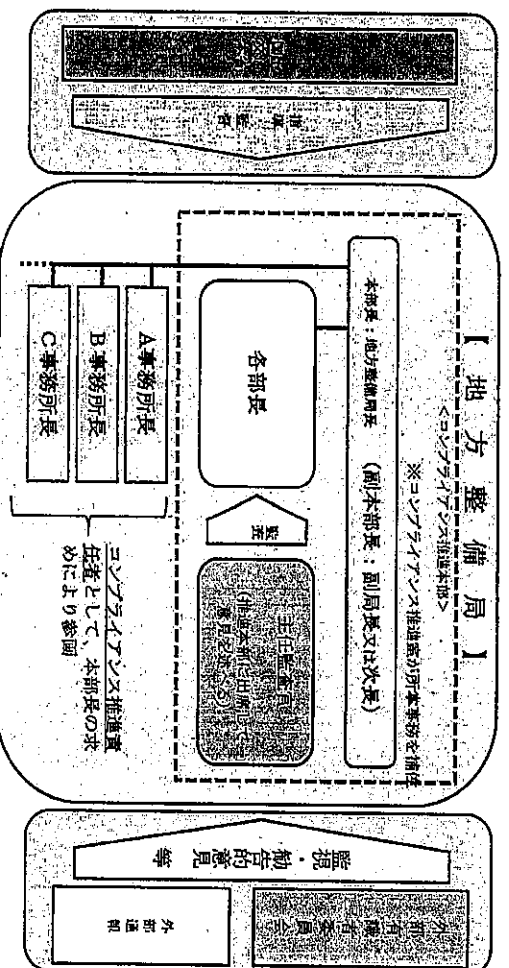
#### (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置するものとする。コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図る。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

#### (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



### (3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

### (4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥っていたと指摘せざるを得ない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し(発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき)、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、副所長及び所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

### (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さ

いうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

#### (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

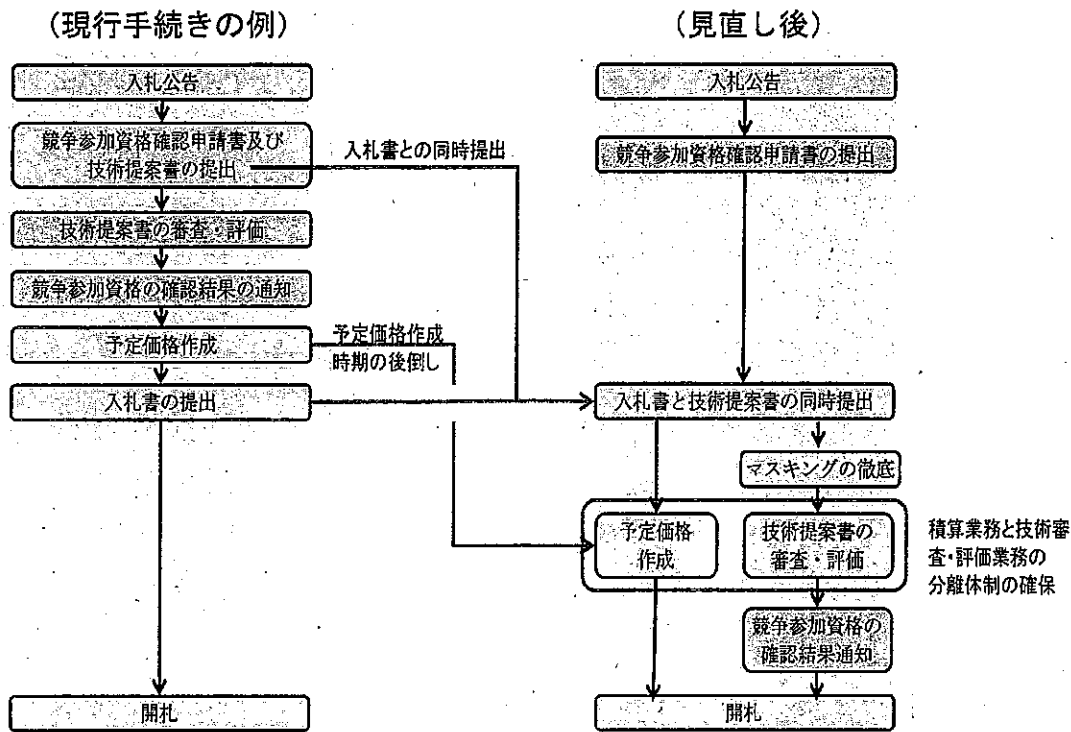
## 2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

### (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の事案においてその徹底が図られていない面があった。これを踏まえ、技術提案書における業者名のマスキングを徹底し、入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るものとする。



(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合期間中に受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

3 ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げていると

ころであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対するペナルティ強化の検討

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合におけるペナルティの強化（例えば、指名停止期間の加重）について検討するものとする。

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

#### (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

#### 5 再就職の自肅要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自肅を要請する。

#### 6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

#### 7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。



# 《コンプライアンス確立に向けた基本方針》

## 1 基本方針の策定要請

### (1) 主旨

独占禁止法に違反する行為があったとされたことは、県の入札における公正かつ自由な競争を阻害し、公共事業、建設業界に対する県民の信頼を著しく損なうものであり、早期にコンプライアンスを確立する必要があることから、具体的な取組などについて基本方針として取りまとめたうえで県に提出を要請するもの

### (2) 要請年月日

平成24年11月5日

### (3) 対象事業者

独占禁止法に違反する行為を行っていたとされた37者

### (4) 基本方針に盛り込む内容

- ①コンプライアンスの確立の宣言
- ②責任のある社内組織の設置
- ③コンプライアンス担当部署（相談窓口、内部通報窓口）の設置及び明示
- ④コンプライアンスマニュアルの作成
- ⑤定期的な経営陣に対する研修の実施
- ⑥定期的な社内研修の実施
- ⑦定期的な調査の実施
- ⑧違反行為に対する社内処分と責任の明確化
- ⑨関係機関におけるコンプライアンスの確立に向けた取組への積極的な参加・協力
- ⑩事後のフォローアップ（PDCAサイクルの構築）

## 2 各事業者の基本方針の概要

### (1) 提出事業者数

37者（全者から提出があり、うち34者に改善指導）

※主な改善指導内容

- ・研修実施頻度の明記（⑤⑥）
- ・調査頻度の明記（⑦）
- ・コンプライアンスマニュアルへの相談窓口や事例集の追加（④）等

### (2) 各事業者の策定の状況

<b>①コンプライアンスの確立の宣言（37/37者）</b>
・全者において独占禁止法等関係法令の遵守を宣言。その他建設業法をはじめとする法令等の遵守、反社会勢力への姿勢、情報管理等を含めたコンプライアンスの確立を誓う宣言文を記載。事業者のWebサイトやコンプライアンスマニュアルに掲載することにより役職員へ周知。
<b>②コンプライアンス委員会等の設置（37/37者）</b>
・代表取締役等を委員長とするコンプライアンス委員会等を設置。多くの事業者で各セクションの役員、幹部従業員が委員となっている。 ・職務は、コンプライアンスに関する全体方針の策定や遵守状況のチェック、再発防止の対応等。 ・規模の大きな事業者では顧問弁護士等を委員として参画。

<b>③コンプライアンス担当部署を設置 (37/37者)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部や経理部等をコンプライアンス担当部署として指定。コンプライアンスに関する指導及び改善、研修実施等を行う。</li> <li>・コンプライアンス体制の構築及び運用、チェックを行い②のコンプライアンス委員会等へ報告。</li> <li>・社内での違反行為の早期発見や対処のための内部通報窓口を設置。規模の小さい事業者においては、②のコンプライアンス委員会等の委員が通報窓口を兼ねるケースもある。</li> </ul>
<b>④コンプライアンスマニュアルの整備 (35/37者、2者作成中1月末完成予定)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口及び内部通報窓口の案内</li> <li>・独占禁止法やセクシャルハラスメントなどの人権問題、労働関係法の遵守等を明記。特に独占禁止法については、現場担当者等が容易に判断できるよう、べからず集、Q&amp;A又は事例集などによる具体的かつ明確な形式で作成。※事例集については全者に指導済</li> <li>・社内のコンプライアンス体制に関する説明等を記載し従業員へ周知。</li> </ul>
<b>⑤⑥研修の定期的な実施 (37/37者)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の頻度については、各者ばらつきはあるが年1回以上ペースでの研修を実施予定。 ※最多で月1回。定期的な研修としているが、頻度を記載していない会社については修正依頼済。</li> <li>・コンプライアンスマニュアルや独占禁止法の手引きを活用した研修。</li> <li>・経営陣等は社外の研修に積極的に参加し、従業員等へ社内研修の場等でフィードバック。</li> <li>・規模の大きい事業者では、コンプライアンス研修計画表を策定し、外部講師を招いての研修も実施予定。</li> <li>・小規模の事業者においては、年1回以上の発注機関や建設業協会での研修への参加を記載している。（経営陣が参加し、従業員へ研修。）</li> </ul>
<b>⑦定期的な調査 (37/37者)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業及び工務担当者等に対し、コンプライアンスマニュアルの遵守状況や、通報の適正な取り扱いと是正が行われているか等をコンプライアンス委員会委員又はコンプライアンス担当部署が調査を行う。</li> <li>・調査頻度は各者によりばらつきはあるが年1回以上の実施予定となっている。 ※最多で月1回。定期的な調査としているが、調査頻度を記載していない会社については修正依頼済。</li> <li>・外部（顧問弁護士）を調査へ活用。（規模の大きい事業者）</li> </ul>
<b>⑧⑨⑩違反行為者への処分・コンプライアンス確立に向けた取組協力・基本方針等の見直し等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス違反者については、懲戒の対象にする旨を、コンプライアンス方針やマニュアルに記載し周知。</li> <li>・県や高知県建設業協会が実施する研修会や取組への積極的な参加・協力</li> <li>・社内及び県等の研修会やコンプライアンス担当部署等に寄せられた相談内容や弁護士及び社外有識者の意見等を基に、基本方針やコンプライアンスマニュアル等を定期的に見直す。 ※定期的な見直しについては、全者に指導済。</li> </ul>

### 3 今後の対応

基本方針に基づく取組の実施状況について、全37者を個別に訪問し検証を行う。  
（2月上旬～中旬）。

(案)

## 県発注工事等における談合防止対策について

～これまでの検証と今後取り組むべき対策～

(最終報告)

平成25年 月 日

高知県談合防止対策検討委員会

～ 目 次 ～

1. はじめに	1～2頁
2. これまでの県の取組の検証	3～4頁
(1) 談合情報対応マニュアルの改訂	
(2) 公正な取引の徹底などコンプライアンスのさらなる確立	
3. 今後取り組むべき談合防止対策	4～12頁
(1) 入札制度の見直し	4頁
① 談合が行われにくい入札制度の見直し	
ア 競争性の確保	
(ア) 入札参加資格の拡大	
(イ) 一般競争入札の対象工事の拡大	
(ウ) 一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大	
(エ) 指名競争入札の指名業者数の拡大	
(オ) 予定価格の事前公表の見直し等事後公表の拡大	
イ 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大	
ウ 総合評価方式における企業の評価点等の公表事項の制限	
② 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し	
③ 談合を行うに至った原因・背景に対応した入札制度の見直し	
ア ダumping受注の防止	
(ア) 調査基準価格について	
(イ) 予定価格の上限拘束性について	
(ウ) 総合評価方式における評価値の算出方法の変更	
イ 事業者の経営力の強化（協業化及び合併の促進等）	
④ 適切な入札手続の執行（総合評価方式の施工計画の審査手順の見直し）	
(2) ペナルティーの強化	10頁
① 指名停止期間の見直し	
② 独占禁止法における再度の違反に対するペナルティーの強化	
ア 指名停止	
イ 賠償金	
③ 主導的立場に対するペナルティーの強化（賠償金）	
④ その他のペナルティーの強化	
ア 指名停止事由の追加	
イ 総合評価方式における減点項目の新設	
ウ 入札参加資格における地域点数の減点	
(3) コンプライアンスの徹底	11頁
4. 終わりに	12頁
<資料>	
高知県談合防止対策検討委員会設置要綱	13頁
委員名簿	14頁
審議経過	15頁

## 1. はじめに

公正取引委員会は、平成23年12月6日に高知県内の複数の建設業者とその関係先に対して、独占禁止法違反の疑いにより立ち入り検査を実施し、平成24年10月17日、県内建設業者など44者が同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令等を行った。

県内の多くの大手建設業者が談合に参与していたとされたことで、建設業界全体に対する県民の信頼を著しく損なうこととなり、当委員会としても非常に残念な思いである。二度とこのようなことが起こらないように、襟を正し、自ら再発防止に向けて具体的な対策を講じるとともに、県民の建設業界への信頼回復に向けて全力を注ぐ必要がある。

現在、建設業界をあげて再発防止に向けコンプライアンスの確立に取り組んでいるところであり、高知県建設業協会においては、改善計画書を策定し、これまで倫理委員会の設置や公益通報制度の創設などの取組が動き始めている。

こうした最中、平成22年11月の越知町発注工事で談合が行われたとして建設業者が逮捕される事件が発生し、また、先の公正取引委員会の処分後に入札公告開札された国土交通省発注工事において、談合が疑われ、公正な入札環境が確保できないとして入札手続が取りやめとなっている。国土交通省発注工事の入札参加者は談合を否定しているということであるが、~~疑いを持たれたこと自体誠に遺憾である。~~

建設業界においては、引き続き、しっかりとコンプライアンスの確立に向けて取り組んでいただく必要がある。そのためにも、高知県建設業協会の改善計画書に基づく取組が、さらに具体的な対策や対応として県民の目に見える形になることが重要であり、県においても、建設業界の取組を検証・支援しながら、さらにきめ細かい談合防止対策を講じる必要がある。

当委員会は、平成24年2月に、高知県が実施する談合防止対策その他入札制度の改善等について検討し、県に意見を述べることを目的に設置され、これまで12回の検討を行った。

平成24年3月には、談合防止対策の基本的な方向と早急に実施すべき談合防止対策についての意見を「第1回取りまとめ」として県に報告し、早急に実施すべき対策として「コンプライアンスの徹底」と「談合情報対応マニュアルの改訂」の必要性などを示し、同年12月には、県がさらに取り組むべき談合防止対策として、入札制度の見直しやペナルティーの強化などについて、課題と一定の方向性を「第2回取りまとめ」として示した。

今回は、その後3回にわたって個別の対策について議論してきた結果やこれまでの県の取組の検証を合わせて「最終報告」として報告する。

談合の防止は、ひとえに各事業者及び建設業界の倫理意識の高揚によるべきところが大きく、各関係者にはコンプライアンスの確立に向けて真摯に取り組んでいただきたい。県としてもコンプライアンスの確立に向けた建設業界の取組を支援するとともに、談合が二度と起こらない環境づくりに向け、談合防止対策や入札契約制度の改善等に取り組んでいく必要がある。

## 2. これまでの県の取組の検証

当委員会が「第1回とりまとめ」において提言した談合情報対応マニュアルの改訂及びコンプライアンスの徹底については、次に示すとおり、順次実施されている。

談合情報の取扱いについては、マニュアルの改訂が行われ、調査対象範囲を拡大し、発注機関自らが入札結果等から調査することとし、併せて公正取引委員会や警察本部にも情報提供する仕組みとなっており、監視機能が強化されていると認められる。

また、コンプライアンスのさらなる確立に向けても、事業者向けの研修会を実施するとともに、県の要請に応じて高知県建設業協会からは「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」が示され、独占禁止法違反とされた全事業者からは、「コンプライアンスの確立に向けた基本方針」が示されるなど、県の業界に対する取組が着実に実施されていると認められる。

事業者向けの研修については、県の入札参加資格を有する事業者の参加率が6割程度と低調であると認められるので、研修の継続的な実施とさらなる取組の強化が必要である。

また、高知県建設業協会から示された改善計画書や事業者から示された基本方針に基づき、それぞれが具体的にどう取り組んでいるのかを県としても検証するとともに、積極的に支援をしていく必要がある。

### (1) 談合情報対応マニュアルの改訂 (H24. 4. 1施行)

- ① 外部からの談合情報によらずに対応する規定の整備
  - ・ 外部からの談合情報によらずに対応する談合疑義事実に関する規定を設け、発注機関が談合疑義事実を把握した場合は、部長等で組織する「談合情報等調査委員会」に報告（取扱い件数：43件(H25. 1. 27現在)）
  - ・ 談合情報等調査委員会は、報告内容を過去の落札状況や経緯等から総合的に判断し、調査の必要性や調査方法等を決定し、発注機関に対応を指示
- ② 外部からの談合情報の調査対象範囲の拡大
  - ・ 外部からの談合情報は、信憑性等を限定的に捉えることなく、すべてを談合情報等調査委員会に報告（取扱い件数：3件（H25. 1. 27現在））
- ③ 高知県談合情報審査会の機能強化
  - ・ 談合情報対応マニュアルの運用状況の報告を受け、マニュアルの改訂等について意見を述べる機能を追加
- ④ 公正取引委員会及び警察本部との連携
  - ・ 公正取引委員会に加え、警察本部への情報提供をマニュアルに規定
  - ・ 明らかに談合の疑いがないと判断できるものを除き、すべての談合情報等を提供（通報件数：談合疑義事実38件、談合情報3件(H25. 1. 27現在)）

### (2) 公正な取引の徹底などコンプライアンスのさらなる確立

- ① 関係団体に対し、法令遵守と研修計画策定の要請(H24. 4. 10)
- ② コンプライアンス研修の実施
  - ・ 事業者を対象とする研修(H24. 7. 23～25 1,505名参加)
  - ・ 県職員を対象とする研修(H24. 9. 5～6 481名参加)
- ③ 関係者へのコンプライアンス確立に向けた要請(H24. 11. 5)

- ・ 高知県建設業協会に対し、改善計画書の策定を要請  
(H24. 11. 14 改善計画書の骨子を県に提出)  
(H25. 1. 22 改善計画書を県に提出)
- ・ 違反行為者に対し、基本方針の策定を要請  
(提出事業者数：37者中37者)
- ・ 関係団体（高知県建設業協会を除く。）及び高知県入札参加資格事業者に対し、コンプライアンス確立に向けた取組の推進を要請

### 3. 今後取り組むべき談合防止対策

県では、これまで入札制度には公平性・競争性・透明性に重点を置きながら、制度改正を重ねてきた。その基本方針は維持しながらも、どうすれば談合が行われにくくなるのか、談合が行われた背景などからどうすれば談合しなくてもすむ環境づくりができるのかという視点から、入札制度、ペナルティー、コンプライアンスを中心に課題を整理し、昨年11月に県が行った事業者からの聞き取り調査の結果も参考にしながら、進むべき方向性について検討を行ってきた。

今般の独占禁止法の事案については、県発注工事においては、土木一式工事のA等級に格付けされた事業者が談合を行ったとされたものであるが、本年1月に発覚した越知町の談合事件や、国土交通省発注工事の入札手続き取りやめの件を踏まえると、談合防止対策として、全般的な視点を持って入札制度等の見直しを行う必要があると改めて感じているところである。

#### (1) 入札制度の見直し

##### ① 談合が行われにくい入札制度の見直し

###### ア 競争性の確保

###### (ア) 入札参加資格の拡大

今回、県発注工事において独占禁止法違反とされた事業者は、すべて当時の土木一式A等級の事業者である。

土木一式A等級の事業者のみを入札参加資格とする工事は、一般競争入札（総合評価方式）で、地域要件の設定もない。

このため、A等級を対象とした入札における競争性を高めるため、A等級対象工事の一部に、現在特例で1億円以上の工事に参加を認めているB等級同士のJVの参加を認めるなどの工夫を検討する必要がある。B等級同士のJVの参加を認めれば、入札参加希望者の把握は困難となる。

###### (イ) 一般競争入札の対象工事の拡大

現在、県では、原則5,000万円以上の工事を一般競争入札とし、1,000万円以上5,000万円未満の工事についても一般競争入札とすることができることとしている。

一般競争入札は、指名競争入札と比べ手続の透明性が高く、発注者の裁量の余地が少ないこと、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者に門戸を開き、競争性が確保されることなどの特長を有している。



このため、競争性・透明性を確保し、談合を防止する観点からは、一般競争入札をできるだけ拡大すべきである。

県が談合情報等対応マニュアルに則り事業者から事情聴取を行った指名競争入札では、受注意欲が乏しく、見積書を作成せずに応札する事業者が少なからずいたとのことであり、結果として競争性が十分発揮されていないことが認められ、また、指名の機会の少なさに不満を持つ事業者もあるとのことである。このため、競争性の確保等の観点からは、少額のものも含め原則一般競争入札とすることが適当であると考ええる。

しかし、一方で、一般競争入札の拡大により、県の事務量の増大に繋がることや工事の内容によっては指名競争入札とすることが適当なものもあること、また、地域の防災力を確保する視点を持つ必要性もあることから、これらを県で総合的に考慮しつつも、事務手続の簡素化の検討と併せて、原則一般競争入札とする下限の額を段階的に引き下げるなどの工夫を行うべきである。

#### (ウ) 一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大

現在、県の土木一式工事では、A等級の事業者を入札参加資格の要件とする場合は、地域要件は設定しないが、B等級以下の事業者を入札参加資格の要件とする場合は、入札に参加できる事業者の所在地の範囲を土木事務所内の事務所範囲とするなどの地域要件を設定している。

これまで、B等級を入札参加資格とする場合は、ほとんどが所内事務所の範囲とされており、入札参加資格を有する事業者が少ない事務所では8者という状況である。

入札参加希望者が入札に参加できる地域の範囲が狭ければ、地域密着の度合いは濃くなり、談合の誘因ともなるため、入札参加資格要件の設定において、入札に参加できる地域の範囲を広げ、受注意欲のある競争参加者を増やすことにより、実質的な競争性を高めることが適当と考える。

しかし、一方で、地域防災力の維持・確保の視点も考慮し、地域ごとの建設業者数や工事の内容に応じて、競争性が十分確保されるよう地域要件などの入札参加資格を見直すことが適当である。

#### (エ) 指名競争入札の指名業者数の拡大

現在、県の工事における指名競争入札の指名業者数は、2,000万円未満の場合は8者、2,000万円以上の場合は10者と固定されている。

指名業者数が固定されていることで指名された事業者の特定が容易となり、談合の誘因ともなる。

県における談合情報等対応マニュアルに則った事業者からの事情聴取において、工事内容や施工場所から、どこの事業者が指名されているか大体想像がつくとの話も聞かれている。

については、指名業者数は下限のみ規定することで、指名業者が類推しにくくなるようにすることが適当である。

(オ) 予定価格の事前公表の見直し等事後公表の拡大

予定価格を、事前公表すれば低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を類推することが容易となる。これにより、当該価格近傍へ入札が誘導されることや、見積を行わずとも入札価格を決定することが可能となること、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った競争参加者が受注する事態が生じるなど、真の技術力、経営力を高める努力を怠るといふ弊害が生じ得る。

こうしたことから、国からも事前公表は取りやめるようにとの通知が出されている。

都道府県では、予定価格を事前公表としているのは21団体、事後公表としているのは17団体、事前・事後を併用しているのは本県を含め9団体である。

県の予定価格の公表は、事前公表を原則としているが、試行として5,000万円以上の工事では事後公表としている。

~~適正な競争性の確保や積算能力の向上等の観点からは、事後公表の対象を拡大することが適当である。することで、上記のような懸念される部分の縮小は図られるが、他方、事後公表を拡大すれば、予定価格を探るために競争参加者等から発注者への働きかけの誘因となる懸念もある。他方、入札及び契約に関する透明性が低くなれば、秘匿情報を探るための競争参加者からの働きかけの誘因となるおそれもある。~~

~~しかしながら、発注者、受注者の双方が、ともにコンプライアンスの確立に向けて取り組んでいるところであり、現時点では事後公表の拡大は可能であると考え。特に官製談合を防止するためにも、職員のコンプライアンスの更なる徹底とあわせて慎重に判断すべきものと考え。~~

イ 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大

総合評価方式における施工計画は、施工の確実性を確保するため、事前に施工上の課題に関する提案などを求め、県の技術審査会において評価している。その評価点は、過去の公表資料によっても事業者が類推しにくい項目であるが、今回の事案では、事業者からの聞き取り調査により、自社を0点、他者を満点として、入札価格を決定していたことが分かった。

県が評価する施工計画の配点の比重を大きくすれば、仮に同様の方法が採られたとしても、入札価格の差を大きくしないと落札できなくなる。このため、談合を発覚させやすいよう、施工計画とその他の評価項目の配点を見直すことが適当である。

施工計画を求める総合評価方式は、事務負担軽減の観点もあって、平成20年度の96件から23年度は10件と大きく減少してきたが、工事の品質確保のほか、談合防止対策の観点からも効果があると考えられるので、拡大を検討すべきである。

ただし、施工計画を求める必要性の乏しいものまで対象とすることは、受発注者双方の事務量の増大を招くため、有益ではないと考えられるので、施工計画を求める対象工事の下限額を引き下げることが適当ではなく、難易度の高いものなどについての積極的な活用を考えるべきである。

## ウ 総合評価方式における企業の評価点等の公表事項の制限

総合評価方式における各評価点（内訳）はこれまですべてが公表されており、各事業者は、そのデータを蓄積することによって他者の評価点を類推していたことが明らかになった。

公表内容を合計点数のみとするなど、一定公表を制限することについて検討したが、受注者決定の根拠を非公開とすることは入札手続にかかる透明性が後退することや、合計点から評価項目ごとの配点が類推できるとの意見があり、公表内容は従来どおりでよいと考える。

## ② 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し

県の入札では、低入札調査制度を適用する総合評価方式による場合を除いて、事業者から事前に入札価格の内訳の提出を求めている。しかも、その総合評価方式で求めている内容は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目の金額のみである。

また、県による談合情報等対応マニュアルに則った事業者からの事情聴取において、入札価格に係る積算をしていない事業者が少なからずいることが確認されている。

入札において、工事費の積算をすることは入札に参加する事業者としての基本であり、入札の根拠となる工事費内訳書を提出させることが適当である。

これにより、談合の疑義が生じた場合のチェックに活用できるとともに、事業者の積算能力の向上や事業者にとって無理のない適正な価格で、落札者を決定することにも繋がると考える。

なお、工事費内訳書については、請負代金の工程払いや毎月払いに繋がるものが望ましいとの意見もあった。

## ③ 談合を行うに至った原因・背景に対応した入札制度の見直し

### ア ダンピング受注の防止

#### (ア) 調査基準価格について

県が実施した事業者からの聞き取り調査では、談合を行うに至った理由、背景として、公共工事の発注量が急激に減少し、平成18年、19年に県内大手の事業者の倒産等が相次いだことや、そうした状況の下で、会社や従業員の生活を守るために確実な受注と工事利益を確保する必要があり談合に参加せざるを得なかったとの声が多かった。

また、労務単価や資材単価の下落により現行の最低制限価格や低入札価格調査制度における調査基準価格では利益が出ないとして、これらの価格の引き上げを求める声も多かった。

県の調査基準価格は国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルに準じて設定している。

今後、競争の激化に伴い、調査基準価格を下回る入札の増加等が予想される。いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障を生じかねないことに加え、公正な取引秩序をゆがめ、建設業の健全な発達を阻害する恐れがある。また、県における工事の監督の強化等、行

政コストの増大を招く恐れもある。

このため、施工現場の実態等に応じた積算となっているか、また、現在の調査基準価格や最低制限価格が妥当な基準となっているかを県において検証し、現在の調査基準価格や最低制限価格では個々の工事において無理な受注となっていることが確認されるのであれば、健全な競争による健全な利益の確保に資するよう、これらの基準を引き上げることが適当である。

#### (イ) 予定価格の上限拘束性について

県による事業者からの聞き取り調査では、予定価格の上限拘束性の廃止の意見があった。

予定価格は、地方自治法で予定価格の制限の範囲内とされており、その算定は実勢価格によることが基本であり、予定価格は、言わば標準的な額である。したがって、市場の動向によっては、市場価格が予定価格を上回る場合もあり得る。

予定価格を落札額の上限とする入札では、十分な利益を確保できない場合があることが談合の一因となっている可能性もある。このため、上限拘束性を廃止すべきとの考え方は、一考に値すると考える。

すべての入札者が予定価格を超過して不調となる入札はほとんどない本県の現状においては、法律の改正について当委員会で意見を出す必要はないと考えるが、県として法律改正を国に要望するにはしっかりとした根拠を示す必要があると思われる。

#### (ウ) 総合評価方式における評価値の算出方法の変更

県の総合評価方式における落札者の決定は、技術評価点を入札価格で除して得た評価値が最も高い者としている。これまでの県の例では、低い価格での入札が落札に繋がることとなっている場合が多く見受けられる。

技術評価点を価格で除する除算方式は、価格当たりの価値(バリュー・フォー・マネー)の最も高い事業者を選定することになる。しかし過度な価格競争が発生するし、**価格への信頼性が損なわれる**懸念がある場合は、この方法はそぐわない。

価格評価点と技術評価点を足して算定した評価値により落札者を決定する加算方式による方が低価格入札による落札を回避できる可能性が高いことから、国や他県の事例を参照するとともに、過去の入札案件でシミュレーションを行い、その効果を検証し、試行のうえ、加算方式を採用することも検討することが適当である。

#### イ 事業者の経営力の強化（協業化及び合併の促進等）

公共工事の発注量の減少に比べ、事業者の減少割合は小さく、従前に比べ事業者の供給過剰の状態となっている。

ついては、事業者の経営力を強化し、経営の安定した事業者が増加するよう意欲のある事業者の協業化や合併が促進されるよう支援していく必要がある。

県においては、協業化や合併をした場合に、入札参加資格の格付や入札参加機会の確保に一定のメリットを付与しており、これらを周知するとともに、協業化等が進まない原因を把握・分析するなどにより、事業者の協業等が促進されるよう必要な対策を検討することが適当である。

また、公共事業の大幅な伸びが見込めない中、新分野への進出についても支援していく必要がある。

#### ④ 適切な入札手続の執行（総合評価方式の施工計画の審査手順の見直し）

発注者は、公正さを確保しつつ良質なモノを低廉な価格でタイムリーに調達し提供する「発注者責任」を今後ともしっかりと果たしていく必要がある。

今回の談合では、県における官製談合はなかったが、引き続き職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、決して官製談合が起こらない取組を進めていく必要がある。

現在、県における総合評価方式の施工計画の審査は、入札書（入札価格）の提出期限前に行われており、仮に職員から施工計画の評価点が漏れた場合は、それを踏まえての入札価格の決定ができることとなることから、そうし得ない仕組みとするよう、施工計画の審査は、入札価格の提出期限後で開札する前に行うように改める必要がある。

### （2）ペナルティーの強化

今回の談合によって、独占禁止法違反とされた事業者のみならず、本県の建設業界全体に対し、県内外からの信用を損なう事態となり、社会に与えた影響は重大である。

本県にとって建設業は、地域の基幹産業であるとともに、地域防災力の要として重要な役割を担うべき存在であり、二度と今回のようなことがあってはならない。

建設業界自らもコンプライアンスの確立に向けて歩み始めており、今後の動きを見ていく必要があるが、県としても再発防止に向けて、ペナルティーの強化に取り組むことが重要である。

#### ① 指名停止期間の見直し

独占禁止法違反に対する県の指名停止措置は、高知県建設工事指名停止措置要綱では、県発注工事で違反が認定された場合、3月以上14月以内である。今回の適用では、県発注工事での違反行為の場合、10月を標準とし、主導的な立場の場合は12月、再犯の場合は2月の加算を行っており、その結果、上限である14月に至った事業者がある。

県発注工事における現行の標準月数10月は、妥当なものと考えているが、全国的な状況（都道府県では、標準を12月以上としているところが36団体）も踏まえ、全国並みの12月とすることが適当である。

また、県の指名停止措置要綱の長期・短期の設定にあたっては、②及び③で述べる加算月数も考慮し、それぞれ引き上げを行うことが適当である。

なお、県発注工事以外の区分についても併せて見直しが必要であるし、独占禁止法違反よりも重い位置付けをしている同種の談合罪等についても同様の

見直しを行うことが適当である。

## ② 独占禁止法における再度の違反に対するペナルティーの強化

### ア 指名停止

指名停止措置に該当する違反行為等を一定期間内に再度行った場合は、指名停止期間を加算することとなっている。そのうち、独占禁止法違反の再度の加算の対象期間は3年で、加算措置は通常2月としている。

独占禁止法における再度の違反に対しては、特に厳しい措置で臨むことが適当である。

については、遡及対象期間を現行の3年から相当期間延長することや、加算月数を現行の2倍や標準月数の5割とするなどの検討をすることが適当である。

### イ 賠償金

~~賠償金は、現行は請負代金額の20%（平成23年4月1日施行）であり、この率は、全国的にも多くの団体が適用している高い率である。~~

賠償金には、独占禁止法における再度の違反の約定は~~なく、ないが~~再度の違反の場合には特に厳しい措置で臨むこととして、~~他県（7団体）に事例があるように~~加算条項を追加することが考えられる。

損害賠償の本質は懲罰的な意味合いを含まず、損害額を補てんするということである。他方、契約自由の原則から、当事者の合意により、公序良俗違反とならない範囲で損害賠償額を予定することは可能である。

こうしたことから、県の入札における調査基準価格及び最低制限価格の設定と落札率の状況を考慮した場合に、~~現行の請負代金額の20%を超える率の賠償金を課すことが適当か、また、再度の違反者とそうでない者とで契約条件を異なるものとする~~ことが入札の公平性の観点から適当かなど、慎重に判断する必要がある。~~ことが適当であり、他県の状況も踏まえながら、加算条項を追加することが適当である。~~

## ③ 主導的立場に対するペナルティーの強化~~（賠償金）~~

主導的な立場に対するペナルティーとしては、指名停止で加算することとしている以外はない。

主導的な立場についても特に厳しい措置で臨むことが適当である。

指名停止の加算については、再度の違反と同程度とすることが適当である。

また、賠償金については、主導的立場に対する割増規定のある国や他県（7団体）の事例もあり、加算条項を追加することも~~考えられるが適当である。~~

このことについても、再度の違反に対するペナルティーの強化で述べていることと同様に、慎重に判断する必要がある。

なお、監督処分については、建設業法に基づく行政処分であり、影響も全国に及ぶものであることから、国の取扱いに準じて対処することが適当であり、県が独自の処分規定を設けることについては慎重になることが適当である。

④ その他のペナルティーの強化

独占禁止法違反に対しては、次のような措置も検討することが適当である。

ア 指名停止事由の追加

入札に関する指名を受けたことを他者に漏らした場合や談合情報等対応マニュアルに基づく見積根拠資料提出や事情聴取に正当な理由なく応じない場合など、公正な入札を阻害する事由については、指名停止とすること

イ 総合評価方式における減点項目の新設

独占禁止法違反による指名停止を受けた場合には、一定期間、総合評価方式において、減点措置をとること

ウ 入札参加資格における地域点数の減点

入札参加資格における指名停止に関する減点の下限を引き下げること

(3) コンプライアンスの徹底

今般の独占禁止法違反により、建設業界は県民の信頼を著しく損ねることとなったが、建設業者による法令違反は毎年数件発生している。

現在、建設業界は談合の再発を防止し、県内外からの信頼を回復するため、業界あげてコンプライアンスの確立に取り組んでいるところであるが、独占禁止法に止まらず、関係するすべての法令を遵守し、県民が建設業界に期待する役割を果たせるよう真摯に取り組んでいただきたい。

県においては、コンプライアンスの確立に向けた高知県建設業協会や事業者の取組を検証し、必要な支援を行うこと、また、事業者や職員を対象としたコンプライアンス研修を継続して実施するとともに、より多くの参加者が得られるよう工夫する必要がある。

さらには、とともに、事業者にコンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを下げるなど、コンプライアンスの徹底の意識づけを図る必要がある。

#### 4. 終わりに

現在、高知県建設業協会では、本年1月に策定した改善計画書に基づき、協会内に新たに外部有識者で構成する倫理委員会が設置されるとともに、監視機能の強化を目的とした公益通報制度が創設されるなど、コンプライアンスの確立に向けた取組が進みつつある。今後さらにさまざまな取組を県民に示していただくとともに、それらの取組の検証を行いながら、PDCAサイクルによってより効果的な対策となるよう努めていただきたい。

独占禁止法の違反行為が認定された事業者においては、基本方針が策定され、社内外に関係法令順守の宣言をするとともに、社内にコンプライアンスの推進を統括する組織を設置するなど、コンプライアンスの確立に向けた取組が見られる。今後、役員自らが率先して社内研修を行うなどにより、この基本方針が実効あるものとなるよう、役員はもちろん従業員全員の共通の課題として常に意識し行動していただきたい。

コンプライアンスの確立は、違反事業者・関係団体だけで成し得るものではなく、すべての建設業者を含む建設業界全体が、独占禁止法に限らず、関係する法令を遵守し、真剣に、かつ、継続的に取り組んでいく必要がある。

県にも、発注者として、また建設業者の監督官庁として、多くの建設業者による談合が行われたことについての責任がある。今後、二度と今回のようなことが繰り返されることのないよう、談合防止対策を着実に推進していくとともに、建設業界のコンプライアンスの確立活動を検証・支援し、コンプライアンスの確立に向けて、建設業界に対する県民の信頼が一日も早く回復されるよう、取り組んでいただきたい。

本県の建設業は、社会資本整備の担い手であるばかりでなく、地域の基幹産業として、また、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害が発生した際には、地域防災力の要として県民の安全と安心を確保する公的な役割を担っている。

ついては、建設業界と県がともにコンプライアンスの確立に向けて真摯に取り組み、一日も早く県民から信頼される建設業界となることを願っている。



## 高知県談合防止対策検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 県が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)及び建設工事に係る委託業務(高知県公共工事等契約指針(平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達)第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。)における談合防止対策を検討するため、高知県談合防止対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、県が発注する建設工事及び委託業務に関し、談合防止に向けた対策その他入札契約制度の改善策等について検討し、知事に対して意見を述べる。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議は原則非公開とし、情報の公開に関しては、審議会等の会議の公開に関する指針(平成11年3月1日知事決定)の定めるところによる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部建設管理課において行う。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日等)

1 この要綱は、平成24年1月24日から施行し、平成26年3月31日をもって廃止する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

高知県談合防止対策検討委員会 委員名簿（五十音順）

任期：H24.2.7～H26.3.31

氏名	役職等	備考
(委員長) 甫喜本 敏勝	自動車安全運転センター高知県事務所長、元高知県警察本部刑事部長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
稲田 知江子	弁護士	高知県建設工事紛争審査会委員
大年 邦雄	高知大学教授 博士（工学） 防災工学ほか	高知県入札・契約監視委員会委員
坂本 征子	元(財)21世紀職業財団高知事務所長 元高知県立療育福祉センター長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
下元 敏晴	弁護士	
村瀬 儀祐	高知工科大学教授 博士（商学） 会計学	高知県談合情報等審査会委員
山本 洋子	(有)瑞穂不動産鑑定取締役 不動産鑑定士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
渡邊 法美	高知工科大学教授 Ph.D リスクマネジメント	高知県土木部総合評価委員会委員長

## 高知県談合防止対策検討委員会 審議経過

### 1. 第1回検討委員会 平成24年2月7日（火）

#### (1) 事務局説明

- ・公正取引委員会による立入検査の経緯及び今後の見込み
- ・高知県における建設業の状況
- ・高知県の入札契約制度
- ・全国の談合防止対策の実施状況
- ・県及び高知県建設業協会におけるコンプライアンスの取組
- ・県談合情報対応マニュアル

#### (2) 審議内容

- ・談合防止対策の基本的な方向について
- ・検討の進め方について
- ・具体的な検討項目について
- ・検討のスケジュールについて

### 2. 第2回検討委員会 平成24年2月13日（月）

#### (1) 事務局説明

- ・建設業の状況（完成工事高営業利益率の推移、産業別総生産構成比の推移など）

#### (2) 審議内容

- ・コンプライアンスの徹底について
- ・談合情報対応マニュアルの改訂について

### 3. 第3回検討委員会 平成24年2月20日（月）

#### (1) 事務局説明

- ・公正取引委員会の活動状況
- ・高知県入札・契約制度検討委員会（平成8年6月設置）による報告に対する取組
- ・昨年度公正取引委員会から行政処分を受けた3県の談合防止対策の取組状況

#### (2) 審議内容

- ・コンプライアンスの徹底について
- ・談合情報対応マニュアルの改訂について
- ・第1回取りまとめについて

### 4. 第4回検討委員会 平成24年6月22日（金）

#### (1) 事務局説明

- ・第1回とりまとめを受けての県の取組状況
- ・他県（山梨、石川、茨城）における公正取引委員会立入検査後の県の対応
- ・関係団体の研修計画等の内容
- ・高知県談合情報等対応マニュアル

### 5. 第5回検討委員会 平成24年11月5日（月）

#### (1) 事務局説明

- ・独占禁止法に基づく排除措置命令等の措置に伴う県の対応
- ・コンプライアンスの確立に向けた関係機関への要請

#### (2) 審議内容

- ・談合防止対策の検討の進め方について

6. 第6回検討委員会 平成24年11月16日（金）
  - (1) 事務局説明
    - ・落札率の推移
    - ・入札・契約制度改正の概要
    - ・高知県発注工事において談合に参加した業者の聞き取り結果（中間）
  - (2) 審議内容
    - ・談合防止対策の視点について
    - ・談合防止対策のたたき台について
  
7. 第7回検討委員会 平成24年11月27日（火）
  - (1) 事務局説明
    - ・高知県発注工事において談合に参加した業者の聞き取り結果（最終）
    - ・談合認定工事(52件)の落札率等
    - ・県内建設業の営業利益率の推移
    - ・出先機関における一般競争入札の状況
  - (2) 審議内容
    - ・入札制度の見直しについて
    - ・ペナルティーの強化について
  
8. 第8回検討委員会 平成24年12月7日（金）
  - (1) 事務局説明
    - ・工事費の構成
    - ・設計価格及び調査基準価格
    - ・予定価格の決定方法に関する根拠規定等
  - (2) 審議内容
    - ・入札制度の見直しについて
    - ・ペナルティーの強化について
  
9. 第9回検討委員会 平成24年12月14日（金）
  - (1) 審議内容
    - ・第2回取りまとめについて
  
10. 第10回検討委員会 平成25年1月15日（火）
  - (1) 事務局説明
    - ・県の談合防止対策の骨子
    - ・県の談合防止対策の骨子に対する県議会企画建設委員会の意見
    - ・コンプライアンス研修の実施状況
    - ・最近の法令違反等の事例
  - (2) 審議内容
    - ・競争性の確保について
    - ・ペナルティーの強化について
  
11. 第11回検討委員会 平成25年1月22日（火）
  - (1) 事務局説明
    - ・独占禁止法違反とされた事業者以外の事業者からの聞き取り調査の概要
  - (2) 審議内容
    - ・最終報告（案）について
  
12. 第12回検討委員会 平成25年1月28日（月）
  - (1) 事務局説明
    - ・高知県建設業協会の改善計画書の概要
    - ・37事業者の基本方針の概要
    - ・国土交通省の再発防止対策検討委員会中間報告
  - (2) 審議内容
    - ・最終報告（案）について